

議案第 86 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合の千葉県市町村総合事務組合への加入、北総西部衛生組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）が施行されることに伴い、次のように千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉光行

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村及び一部事務組合」を「市町村並びに一部事務組合及び広域連合」に改める。

第8条の見出し中「及び副組合長」を「、副組合長及び会計管理者」に改め、同条第1項中「及び副組合長」を「、副組合長及び会計管理者各一人」に改め、同条第5項中「吏員」を「職員」に改め、同条に次の1項を加える。

6 会計管理者は、職員のうちから組合長が命ずる。

第9条を次のように改める。

（事務局及び職員）

第9条 組合に事務局を設け、事務局に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

第14条第3項中「一部事務組合が」を「地方公共団体が」に改め、「一部事務組合又は」を削り、「組織団体の負担金」を「負担金」に改める。

別表第1中「印西地区衛生組合 北総西部衛生組合 香取市東庄町清掃組合」を「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合」に、「南房総広域水道企業団」を「南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印西地区衛生組合 北総西部衛生組合 香取市東庄町清掃組合」を「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合」に改め、同表第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印西地区衛生組合 北総西部衛生組合 香取市東庄町清掃組合」を「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合」に、「南房総広域水道企業団」を「南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印西地区衛生組合 北総西部衛生組合 香取市東庄町清掃組合」

を「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合」に、「印西地区環境整備事業組合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

理　　由

1 組織団体の数の増減

(1) 組織団体の増加

千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会（平成19年1月1日設立の千葉県後期高齢者医療広域連合）から、次の事務について同年4月1日より共同処理をしたい旨依頼があつたこと。

ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償

イ 公平委員会に関する事務

(2) 組織団体の減少

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する北総西部衛生組合が平成19年3月31日に解散し、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と統合することにより、組合の組織団体の数が減少すること。

2 地方自治法の一部改正

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行により、平成19年4月1日から会計管理者を設置すること及び「吏員その他の職員」は「職員」に見直されること。

3 以上のことから、組合を組織する地方公共団体に関する規定、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定及び執行機関に関する規定等について改正を行うものである。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。